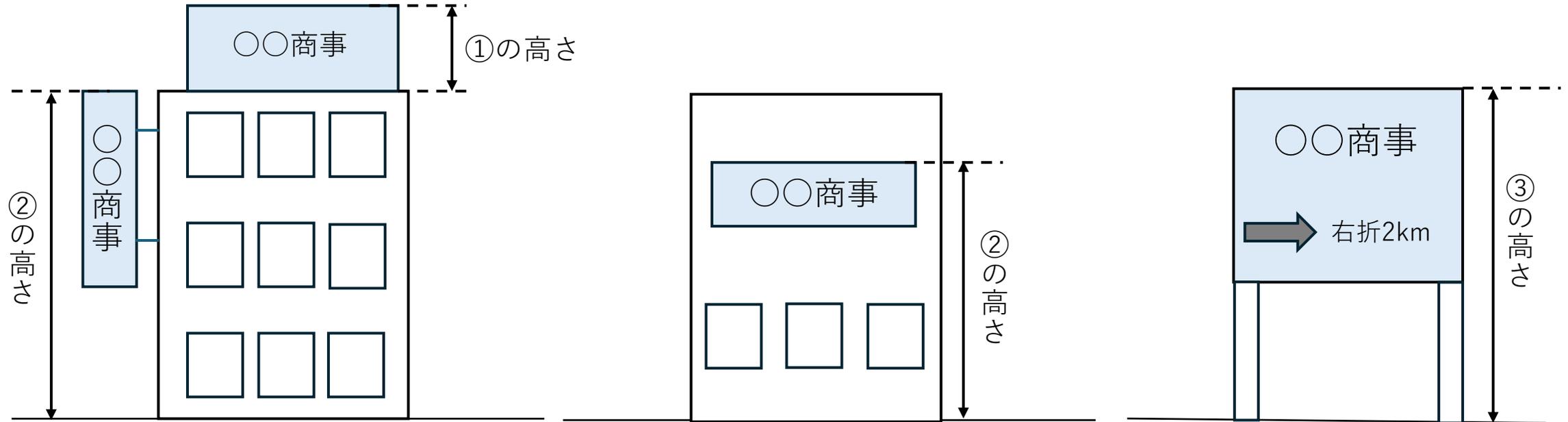


高さ4メートルを超える広告物等の算定について



1. 建築物・工作物を利用した広告物等

①屋上広告物

「屋外広告物の上端の高さ」から「建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号の「地盤面からの高さ」）」を除いた高さ

②壁面広告物及び袖看板（突出広告物）

建築物又は工作物への取付けの位置に関わらず、地盤面から当該広告物等（ブラケット等の支持部を含む。）の上端までの高さ

2. 地上に設置する広告物等地上に設置する広告物等地上に設置する広告物等地上に設置する広告物等

③広告板・広告塔

建築基準法施行令第2条第1項第6号の「地盤面からの高さ」